

ノートルダム清心女子大学における研究インテグリティの確保に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、ノートルダム清心女子大学（以下「本学」という。）における研究活動の国際化、オープン化に伴う研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究インテグリティ 研究活動の国際化、オープン化に伴うリスクに対する研究の健全性および公平性をいう。
- 二 研究者 本学の研究活動に従事する教職員及び、学生等本学において研究活動を行う全ての者をいう。

(基本方針)

第3条 本学の研究インテグリティの確保に係る基本方針は、次のとおりとする。

- 一 研究インテグリティの確保を適正に行う体制を整備する。
- 二 研究インテグリティの確保に関わる者の責務及び責任と権限を明確化する。
- 三 研究インテグリティの確保に関する教育及び研修を実施する。

(最高管理責任者の責務)

第4条 本学の研究インテグリティの確保に係る最高管理責任者（以下「最高責任者」という。）は、学長とする。

2 最高責任者は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者の責務)

第5条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について本学に開示を行うものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第6条 研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括管理責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、最高責任者が指名する副学長をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメント部局責任者)

第7条 学部に、当該学部に係る研究インテグリティの確保に関し指揮させるため、研究インテグリティ・マネジメント部局責任者（以下「部局責任者」という。）を置き、学部の長をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第8条 本学に、研究インテグリティ・マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、研究インテグリティの確保のため、次に掲げる事項に関する総括的な審議を行う。

一 研究インテグリティ・マネジメントにかかる学内規則の整備及び学内規則を含めた関連規則等の周知に関する事項

二 研究インテグリティの確保にかかる研究者への要請等に関する事項

三 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項

四 研究インテグリティの確保にかかる教育及び研修に関する事項

五 その他研究インテグリティ・マネジメントにおいて必要な事項

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 統括責任者

二 統括責任者が指名する者 若干人

三 その他委員会が必要と認めた者 若干人

4 委員会に議長を置き、統括責任者をもって充てる。

5 統括責任者は、第2項の審議をふまえ、必要に応じて適切な措置について最高責任者に意見を述べるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、統括責任者が定める。

(専門委員会)

第9条 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第10条 研究インテグリティ・マネジメントに係る事務は、関係部局の協力を得て、総務部において処理する。

(相談窓口)

第11条 本学に、研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を総務部に置く。

2 前項の相談窓口を担当者を置き、総務部の職員をもって充てる。

(研究者等の責務)

第12条 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、研究インテグリティの確保に関する必要な情報について部局責任者に開示を行うものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、委員会及び評議会の議を経て、学長が行う。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、2024年4月1日から施行する。

